

○大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則

平成二十七年二月十三日

大分県規則第五号

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則をここに公布する。

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号。以下「施行規則」という。）及び大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年大分県条例第三十七号。以下「条例」という。）の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の認可手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置の届出等)

第二条 法第十六条の規定による設置の届出は、幼保連携型認定こども園設置届出書（第一号様式）により行わなければならない。

2 前項の幼保連携型認定こども園設置届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 園則

二 経費の見積り及び維持方法を記載した書類

三 施設に関する書類

四 設置に係る条例、規則等

五 学級編成表

六 園具及び教具の明細表

七 職員に関する書類

八 提供するサービスの内容及び利用料

九 幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画に関する書類

十 年、学期、月、週、日々の指導計画に関する書類

- 十一 保育者の資質向上等の計画に関する書類
 - 十二 子育て支援事業の内容を説明する書類
 - 十三 子どもの募集及び選考の方法を記載した書類
 - 十四 学校安全計画及び非常災害に対する計画に関する書類
 - 十五 情報提供の方法を記載した書類
 - 十六 苦情解決の仕組み、自己評価、外部評価等への取組状況に関する書類
 - 十七 その他知事が特に必要と認める書類
- 3 法第十六条の規定による廃止等の届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる届出書により行わなければならない。
- 一 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止を行おうとする場合 幼保連携型認定こども園廃止・休止届出書（第二号様式）
 - 二 幼保連携型認定こども園の設置者の変更を行おうとする場合 幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（第三号様式）
- (幼保連携型認定こども園の設置認可申請等)
- 第三条 法第十七条第一項の規定による設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第四号様式）により行わなければならない。
- 2 前項の幼保連携型認定こども園設置認可申請書には、前条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 設置年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
 - 二 財産目録
 - 三 過去三年間の決算書
 - 四 定款又は寄附行為
 - 五 設置について、定款又は寄附行為で定める手続を経たことを証する書類
 - 六 法人の代表者の履歴書
 - 七 役員名簿
 - 八 法人の登記事項証明書
 - 九 教育及び保育を行う子どもに関して契約している保険又は共済契約書類の写し
 - 十 法第十七条第二項各号の基準を満たすことを証する書類
 - 十一 条例第十五条において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）

第二十三条の基準を満たすことを証する書類

十二 その他知事が特に必要と認める書類

- 3 法第十七条第一項の規定による廃止等の認可の申請は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる認可申請書により行わなければならない。
- 一 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止を行おうとする場合 幼保連携型認定こども園廃止・休止認可申請書（第五号様式）
 - 二 幼保連携型認定こども園の設置者の変更を行おうとする場合 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第六号様式）

（園長採用の届出）

第四条 法第二十六条において準用する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十条の規定による届出は、園長採用届（第七号様式）により行わなければならない。

（臨時休業の報告）

第五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第二十七条において準用する学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定により臨時に休業したときは、臨時休業報告書（第八号様式）により、知事に報告しなければならない。

（変更の届出）

第六条 法第二十九条第一項又は施行規則第十五条第二項の規定による変更の届出は、変更届出書（第九号様式）により行わなければならない。

（運営の状況に関する報告）

第七条 法第三十条第一項の規定による報告は、毎年五月一日現在の状況を同月三十一日までに幼保連携型認定こども園運営状況報告書（第十号様式）により行わなければならない。

（公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出等）

第八条 法第三十四条第三項の規定による設置の届出は、公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書（第十一号様式）により、市町村を経由して行わなければならない。

2 前項の公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書には、第二条第二項各号に掲げる書類及び図面のほか、法第三十四条第二項に規定する協定の写しを添付しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第九条 施行規則第二十八条第一号の知事が定める数は、周知された一定の募集期間において申込みのあった子どもの利用に応える場合であって、次の各号に掲げる数の一割を超えない数とする。

- 一 法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする満三歳未満の子どもに係る利用定員
 - 二 法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする満三歳以上の子どもに係る利用定員
 - 三 法第四条第一項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもに係る利用定員
- 2 施行規則第二十八条第二号の知事が定める事項は、教育保育概要のうち、施設の概要に関する事項を除いた事項とする。

(教育保育概要を確認するために必要な事項)

第十条 施行規則第二十九条第三号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次に掲げる事項に関する当該事業年度の計画と前年度の実績
 - イ 教育及び保育に関する実施内容
 - ロ 保育者の資質の向上等に関する実施内容
 - ハ 子育て支援事業に関する実施内容
- 二 子どもの入所実績
- 三 提供しているサービスの内容及び利用料
- 四 その他知事が必要と認める事項

(学校教育法施行規則の準用)

第十一条 条例第十三条の規定により学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定を準用する場合においては、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十二条 条例第十四条の規定により幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）

第七条の規定を準用する場合においては、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第十三条 条例第十五条第一項の規定により児童福祉施設基準条例第五条、第六条第一項、

第二項、第四項及び第六項、第七条第六項、第九条第一項、第十一条、第十三条、第十五条第一項から第三項まで、第五項及び第七項、第二十条、第二十一条第一項及び第三項、第四十八条第八号、第四十九条並びに第五十三条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第五条第一項	最低基準	大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に定める基準（以下「設備運営基準」という。）
第六条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）
第六条第二項及び第十五条第五項	児童の	園児の
第六条第四項及び第九条第一項	法に定めるそれぞれの施設	幼保連携型認定こども園

第六条第六項、第七条第六項、第十一条、第十五条第二項、第三項及び第七項並びに第二十一条第一項	入所している者	園児
第十一条の見出し	入所した者	園児
第十一条	又は入所	又は入園
第十三条	利用者に対する支援の提供 及び	園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。） 並びに
第十五条第一項	入所している者 当該児童福祉施設内で調理する方法（第十条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）	保育を必要とする子どもに該当する園児 当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（条例第十五条第二項において読み替えて準用する第十条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）
第二十条	利用者	園児
第二十一条第一項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
第二十一条第三項	援助に関し、当該援助に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第四十八条第八号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第四十八条第八号イ	耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二百一号）第二百一号） 第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号） 第二条第九号の二に規定する耐火建築物

	準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。) (保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	
第四十八条第八号口及びハ	施設又は設備	設備
第四十八条第八号へ及び第四十九条第五号	乳幼児	園児
第四十九条	第十五条第一項	条例第十五条第一項において準用する第十五条第一項
第四十九条第一号及び第四号	幼児	園児
第五十三条	保育所の長	法第十四条第一項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育の	教育及び保育の

2 条例第十五条第二項の規定により職員について児童福祉施設基準条例第十条の規定を準用する場合には、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは「職員」と、同条第一項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは「職員」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは「他の学校又は社会福祉施設」と、同条第二項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは「法第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

3 条例第十五条第二項の規定により設備について児童福祉施設基準条例第十条の規定を準用する場合には、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは「設備」と、同条第一項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第二項中

「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 一部改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第十六条の規定による設置の届出、新法第十七条第一項の規定による設置の認可の申請又は新法第三十四条第三項の規定による設置の届出を行おうとする者は、この規則の施行前においても、この規則の例により行うことができる。

(職員の数等に係る特例)

- 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例第六条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

- 条例第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもつて代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 一日につき八時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を

差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 6 条例第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置しきつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 7 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 8 附則第四項から前項までの規定により条例第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附 則（平成二八年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正前の大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則第一号様式から第十一号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和七年規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。